

摂津市分別収集計画
(第11期)

令和7年9月

大阪府摂津市

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を創造し、次世代に豊かな地球環境を提供するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、持続可能な循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する「市民」「事業者」「行政」が協働してそれぞれの立場でその役割と責任を認識し、履行していくことが重要である。

これまで本市では最終処分場を所有していないことや既存焼却炉の更新が極めて困難な状況の中で、茨木市とのごみ処理の広域化による焼却炉の統合、さらなる資源分別を目的とした施策の推進により、一定の効果を得て循環型社会の実現に努めてきた。しかし、ライフスタイルの変化などから、ごみ質が多様化することにより、ごみ処理は深刻さを増すものと予測されるため、資源分別を推進し、さらなるごみ減量を進め、循環型社会を形成していく必要がある。

本計画はこのような状況のなか、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）」に基づき策定するもので、「つかう責任 捨てる責任 持続可能な3Rの実現」を目指した「摂津市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念と「積極的なごみ減量（リデュース）の推進」及び「分別の徹底によるリユース・リサイクルの推進」を基本方針として策定を行う。本計画は、「市民」「事業者」「行政」が廃棄物の減量及び資源の有効活用に対する意識を持ち、それぞれの役割、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 市民、事業者、行政が協働して取り組む「省資源・資源循環型の都市づくり」「安全で快適な生活環境の都市づくり」
- 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- 関係者が一体となったごみ減量化とリサイクル運動の積極的推進、環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他紙製容器包装類、プラスチック製容器包装（食品トレイのみ）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	6,581 t	6,576 t	6,571 t	6,566 t	6,561 t

（内 訳）

項 目	令和8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
スチール製の容器	107 t	107 t	107 t	107 t	107 t
アルミ製の容器	80 t	80 t	80 t	80 t	80 t
無色のガラス製容器	214 t	214 t	214 t	214 t	213 t
茶色のガラス製容器	134 t	134 t	134 t	133 t	133 t
その他ガラス製容器	80 t	80 t	80 t	80 t	80 t
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	134 t	134 t	134 t	133 t	133 t
主として段ボール製の容器	749 t	748 t	748 t	747 t	747 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	990 t	989 t	988 t	988 t	987 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	348 t	347 t	347 t	347 t	347 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	3,745 t	3,742 t	3,739 t	3,737 t	3,734 t
主としてプラスチック製容器包装のうちのスチロール製の食品用に使用する白色トレイ（上記プラスチック製の容器包装の内数）	214 t	214 t	214 t	214 t	213 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を担い、相互に協力・連携を図りながら進めていく。

●家庭系ごみの減量化・資源化施策

① 集団回収の推進

- 市は、地域住民団体が集団回収に参加してもらうよう制度の周知を図るとともに、少子高齢化による団体活動の縮小化により回収量が減少しないように取り組む。
- 市民は、地域の集団回収に積極的に参加するとともに、回収地域の拡大に取り組む。
- 市民は、市の分別基準に従い、適正に分別して排出する。
- 回収業者は、事業者、住民、市の容器包装廃棄物の回収に協力し、回収の拡大、回収体制の整備拡充を図る。

② 資源ごみ回収の推進と回収率の向上

- 市は、ペットボトルの拠点回収の拡大に取り組む。
- 市民は、市の分別基準に従い、適正に分別して排出する。
- 流通関連事業者は、店頭での容器包装廃棄物の拠点回収に協力するとともに、自らも独自ルートによるリサイクルを行う。

③ ごみの減量化と資源化の促進

- 市は、容器包装廃棄物の削減に向けて広報、ホームページ等により啓発活動を行う。
- 市は、廃棄物減量等推進員と協働し、地域のごみ減量と容器包装廃棄物の資源化を推進する。
- 市民は、地域のごみ減量と容器包装廃棄物の資源化に協力する。

④ 過剰包装の抑制と再生品の利用拡大

- 市は、広報等でリターナブル容器、再生資源を原材料としたリサイクル製品の積極的な購入を啓発する。
- 市は、マイバッグキャンペーンなどの買い物袋持参運動を市民・事業者とともに取り組み、過剰包装等の抑制に努める。
- 市民は、買い物袋（マイバッグ）の持参を実行し、包装紙や袋を辞退する。
- 事業者は、レジ袋有料化を実施するなどしてマイバッグ持参を啓発し、簡易包装等にも努める。

●事業系ごみの減量化・資源化施策

① ごみ減量化と分別の推進

- 市は、事業者のごみ減量化と分別に向けた啓発活動を行う。
- 事業者は、ごみ袋の透明化と適正な分別のさらなる徹底を推進する。

② 紙ごみの資源化

- 市は、小規模事業所での紙ごみの減量化を支援しさらなる拡大をする。
- 事業者は、古紙、段ボール類を分別排出し、回収業者を通じてさらなるリサイクルを推進する。

③ 多量排出事業者のごみ減量化

- 市は、条例に基づき、ごみを多量に排出する事業者に対し、排出する廃棄物の減量に関する計画を作成・提出させ、ごみ減量化を推進する。
- ごみを多量に排出する事業者は、資源の再生利用及びごみ減量を図るとともに、分別排出を行う等の本市の施策に協力する。

●環境教育・啓発活動の充実

市民一人ひとりが日常生活において、ごみを造らないこと、ごみを活かすことを心掛け、それらを実践できるよう次のような教育および啓発を行う。

- 市は、学校教育の場における副読本等を活用した環境教育を推進する。
- 市は、イベントや出前講座、市広報などあらゆる機会を活用して、ごみ処理の現状を訴え、意識の高揚を図る。
- 市民は、市が行う環境教育、啓発活動に積極的に参加する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、摂津市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別は、下表右欄のように定める。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製容器 主としてアルミ製容器		缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色透明びん
	茶色ガラス製容器 その他の色ガラス製容器	色付びん
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		厚紙類（雑がみ）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製容器包装のうちのスチロール製の食品用に使用する白色トレイ		食品トレイ

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方式

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

○ 缶、びん、紙パック、段ボール、ペットボトル、白トレイ

= 令和5年度と6年度の分別基準適合物等の1人当たり収集実績量の平均×人口

人口については、令和6年度人口を基に各年に人口変動率をかけ、次のとおりとした。(令和10年度については、タワーマンション建設(330世帯)による約1,000人の人口増を勘案している。)

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
86,400人	86,300人	88,200人	88,100人	88,000人

※人口変動率は過去3年の人口変動率の平均値

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	人口変動率
86,680人	86,502人	86,418人	86,483人	0.99924185

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、主に委託業者を活用して行う。

定期収集の紙資源及び食品トレイについては引き続き直営で収集を実施することとする。

分別収集をする 容器包装廃棄物 の種類		収集に係る区別区分	収集運搬段階	選別保管等段階
		令和8年度～12年度	令和8年度～12年度	令和8年度～12年度
缶	スチール	缶	委託業者による定期 収集、住民による集 団回収（アルミ缶の み）	市
	アルミ			市 業者 住民団体
びん	無色ガラス	無色透明びん	委託業者による 定期収集	市
	茶色ガラス	色付びん		
	その他ガラス			
紙	紙パック	紙パック	学校等拠点回収、 住民による集団回収	業者 住民団体
	段ボール	段ボール	市による定期収集、 住民による集団回収	市 業者 住民団体
	その他の紙	厚紙類（雑がみ）	市による定期収集、 住民による集団回収	市 業者 住民団体
プラ スチ ック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期 収集、市によるスー パー店頭・公共施設 拠点回収	市
	白色トレイ	食品トレイ	市による定期収集	市

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

スチール、アルミ、ガラス（無色、茶色、その他）、紙パック、段ボール、その他紙製容器、ペットボトル、食品トレイは既存施設を使用。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る区分	収集容器	収集車	中間処理
	令和8年度～ 12年度	令和8年度～ 12年度	令和8年度～ 12年度	令和8年度～ 12年度
スチール	缶	折りたたみコンテナ	2t平ボディ車	ストックヤード
アルミ				
無色ガラス	無色透明びん	折りたたみコンテナ	2t平ボディ車	
茶色ガラス	色付びん			
その他のガラス				
飲料用紙製容器包装	紙パック	拠点回収容器	2t箱ボディ車	業者
段ボール	段ボール	縛る	2tパッカー車	ストックヤード 業者
その他紙製容器包装	厚紙類（雑がみ）	紙袋、縛る	2tパッカー車	ストックヤード 業者
ペットボトル	ペットボトル	折りたたみコンテナ、 拠点回収容器	2tパッカー車	ストックヤード
白色トレイ	食品トレイ	資源ネット	2tパッカー車	ストックヤード

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ① 令和3年3月に策定された「摂津市一般廃棄物処理基本計画」を基に、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に行うために、収集・処理体制を整備する。
- ② 地域におけるリサイクル活動や分別収集の推進については、各自治会に配置される廃棄物減量等推進員の活用を図る。
- ③ 自治会等の住民団体による集団回収を促進するため、協力金の交付・円滑な実施のための支援を行う。
- ④ 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認し、3年後の計画改定時には、その記録をもとに事後評価を行うこととする。